

元気の出る

## 人権問題別説明編

人権教育の推進に当たっては、人権問題に関する知識や理解を深め、さらには問題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれています。

そこで、第Ⅱ章では、様々な偏見や差別等の人権侵害に対し、これらを生み出してきた背景や人権問題の現状などを正しく理解することを目的として、以下の5つの人権問題について、ポイントや具体的な例を挙げながら説明します。

## 第Ⅱ章の構成

刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう . . . . . 52

犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう . . . . . 54

性的指向を理由とする差別をなくそう . . . . . 56

ホームレスに対する偏見をなくそう . . . . . 58

性同一性障害を理由とする差別をなくそう . . . . . 60



# 人権問題：刑を終えて出所した人 に対する偏見をなくそう

YOMIURI ONLINE

## 民間刑務所の出資企業、出所後の受刑者を正社員採用へ

全国で初めて民間の資金と経営手法を導入するPFI方式で設置された山口県美祢（みね）市の刑務所「美祢社会復帰促進センター」の出資企業の1社でIT関連企業「日本ユニシス」（東京）が、十分な技能を身に着けた同刑務所の受刑者を出所後、グループ会社の正社員として採用する制度を新設した。

法務省によると、企業で初の取組という。

同社は9日から、男性受刑者18人を対象に、プログラミングなど社員研修と同レベルの高度な教育を行っている。

国が管理する刑務所でも、情報処理の訓練を行い、国家資格を取得させてきたが、就職を保証するものではなかった。同センターは「就労支援を含めた職業訓練で、受刑者の社会復帰を促したい」としている。法務省は「出所後に就職できた場合、受刑者の再犯率は大幅に下がる。他のPFI刑務所でも同様の取り組みが広がることを期待したい」と話している。

同センターは5月に開所。事務部門など業務の半分を民間委託している。入所者は9月末現在、男性154人、女性160人。

（2007年10月18日12時7分 読売新聞）

「この記事は、読売新聞社の許諾を得て転載しています」

- PFI方式…（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です

考える上での  
視点



○刑を終えて出所した人が更生していくためには、どんな支援が必要でしょうか？

## ○刑を終えて出所した人の現状

- ・刑を終えて出所した人やその家族に対する「偏見」には根強いものがあり、就職に際しての差別や、住居の確保が困難であるなどの厳しい現実があります。
- ・誹謗、中傷などによって差別が拡大することで、刑を終えて出所した人の社会復帰を妨げる人権侵害も起きています。
- ・人間関係の希薄化、保護者の養育力の低下、社会規範や道徳意識の低下など、社会環境の急激な変化の影響もあり、罪を犯した人や非行に陥った少年・少女の更生が、円滑に行われにくくなっています。
- ・更生保護制度（非行や犯罪に陥った人が、健全な社会の一員として立ち直るための支援）で、国やボランティアが力を合わせ、指導・援助を進めています。

## ○更生を妨げる偏見・差別意識

刑を終えて出所した人に対して、真摯な更生意欲があっても、根強い偏見や差別意識があり、就職、住居等の確保が困難であるなどの状況が生まれており、そのことが再犯率を上げている面があります。

## ○更生に必要な家族、地域社会の理解と協力

刑を終えて出所した人が、真の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。



### <更生を援助する保護司の活動>

法務省の保護観察官や法務大臣から委嘱されている保護司の活動は、更生を助けることが大きな仕事です。保護司は、保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて犯罪や非行に陥った人の更生を支援する非常勤の国家公務員です。活動内容については、犯罪や非行に陥った者が保護観察を受けることになると、その期間中、保護観察官とともに、面接して生活状況を調査し、約束事を守るよう指導し、社会復帰への手助けをします。また、矯正施設に入っている者には、釈放後の帰住先が更生のために適当かどうかを調査し、その環境を調整します。その他、法務省の主催する「社会を明るくする運動」も中心になって運営し、地域における犯罪予防運動も行っています。

### ◆犯罪者予防更正法 1949年（昭和24年）

第一条 「この法律は、犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の関連事項の管理について構成妥当な制度を定め、犯罪予防の活動を助長し、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを、目的とする。」

# 人権問題：犯罪被害者とその家族 の人権に配慮しよう

## 見えない被害 気づかない被害

～犯罪被害者とその家族は、事件による直接的な被害だけではなく、  
その後が生じる様々な問題に直面しています。～



《被害後が生じる様々な問題》

- 精神的ショックや体調の不調
- 医療費の負担や失職・転職による経済的困窮
- 捜査や裁判での精神的・時間的負担
- 無責任なうわさ、マスコミの取材・報道による精神的被害

### 精神的被害とは

- トラウマ (Trauma：心的外傷)
- PTSD (Post Traumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害)

心に加えられた衝撃的な傷が元となり、

- ・精神的不安定による不安・不眠などの過覚醒症状
- ・トラウマの原因になった障害、関連する事物に対する回避傾向
- ・事故・事件・犯罪の目撃体験などの一部や、全体に関わる追体験(フラッシュバック)

など、後に様々なストレス障害を引き起こす。

考える上での  
視点



- ニュースで当事者またはその家族がインタビューを受けている様子を見てどう思いますか？
- 被害を受けた側にも落ち度があったのだろうと勝手に想像したことはありませんか？

## ○犯罪被害者とその家族の現状

犯罪被害者やその家族は、捜査や裁判の段階での精神的苦痛と時間的な負担を負うとともに、マスコミによる過剰な取材や報道により、平穏な生活が侵害されることがあります。また、時には名誉毀損などの人権侵害を受ける精神的被害の二次的被害といわれる様々な被害を受け、今までの人生が一転することもあります。

## ○犯罪被害者とその家族の立場を理解すること

- ・犯罪被害を受けた本人だけでなく、その家族までもが私生活に支障をきたすほどの現状を理解します。
- ・マスコミの過度な興味本位の報道により、好奇の目にさらされることなく平穏な生活を送る権利があることを理解します。
- ・無責任な噂や誹謗中傷、興味本位な報道を鵜呑みにすることがないように、このような人権侵害を受けた人を支援する組織や制度の整備が進んでいることを理解します。
- ・被害者とその家族の心情を理解し、精神面や経済面においても支援していく社会を形成することが大切であることを理解します。

## ○地域社会などの理解と協力

犯罪被害者やその家族に対する無責任な噂や誹謗中傷、興味本位での報道などが生じることのないように、地域や職場の人々が犯罪被害者とその家族の人権を配慮することのできる社会的な理解と協力が一層必要となります。そして、一人一人がその心情と立場を理解し、支え合っていくことが必要です。

☆最近では、社会的関心が高まってきており、下記の法整備とともに、犯罪被害者給付金制度の施行などの取組も進められています。

### ◆犯罪被害者等基本法 2004年（平成16年）

同法は、犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、その基本理念として、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが定められています。



### ☆(社)被害者支援センターとちぎ

平成17年7月、犯罪などの被害者及びその家族・遺族に対する精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることを目標に、民間被害者支援団体として開設され、各種相談や援助、広報・啓発活動などを行っています。

相談電話 028-643-3940 サンキュー支援 月～金(10:00~16:00) 相談・支援無料

# 人権問題：性的指向を理由とする 差別をなくそう

2007年8月11日（土）厚生労働省・東京都の後援を受け、第6回「東京プライド・パレード」が、隊列参加2,800名、イベント広場への来場や沿道応援など1,500名の計4,300名が参加して行われました。

このパレードは、セクシャルマイノリティ（性的少数者）がより社会に溶け込めるようにし、社会の構成員としての認知度を高めることを目的としたものでした。

また、海外では、テレビ番組で同性愛であることを告白したパリ市長のドラノエ氏が、同年7月に、「リベルテに生きるーパリ市長ドラノエ自叙伝ー」という本を出版しました。

この本には、『女性であるから』『同性愛者であるから』等という理由で個人が不利益を被って生きることが、自由に生きられない状況である。だから、あらゆる差別の根絶を目指す。先天的な理由で個人が差別されて生きているとしたら、彼・彼女は、自由を享受していないのである。」と記されており、すべての人権の大切さについて訴えています。



## ○性的指向とは

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）を指します。

同性愛者、両性愛者の人々は少数派であるがために正常とは思われず、根強い偏見と差別から、社会生活の様々な面で人権にかかわる問題が発生しています。

考える上での  
視点



○「こういう人たちは、こうに違いない」と勝手に決めつけていませんか？

○誰にも相談できず、自分が他人と違う存在であると深く悩み続けていることをどう思いますか？

## ○性的指向（同性愛）についての見解

WHO（世界保健機関）は1990年、「国際障害疾病分類」（ICD-10）（出版は1993年）からそれまで記載されていた同性愛の項目を削除しました。同性愛を治療対象となる「障害」ではないとしており、1995年、日本精神神経学会も同様の基準を採用しています。

## ○性的指向における現状と課題

現在、法律の整備や啓発活動、性的少数者自身の様々な努力、メディアの特集などによって、以前に比べれば性的少数者への認識が広まってきました。

しかし、自分が他の人とは違うと悩み、自傷行為や死を選ぶこともあります。また、同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっています。しかし、いまだ偏見や差別が後を絶たないのが現状です。



## ○違いが認められる共生の社会へ

日本では、2001年5月に人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について」の答申で性的指向による差別の問題について言及しました。また、2002年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性的少数者の人権について、その他の人権課題の中で「同性愛者への差別といった性的指向にかかる問題」として、人権教育・啓発の取組が必要であるとしています。

性的少数者についての理解をより一層深め、すべての人々の人権が尊重される共生の社会を作ることが必要です。

参考

### ☆ 他の国々では…

世界的には、いろいろな国で、議員が同性愛を公言したり、セクシャルマイノリティの高校が開設されたりしています。また、国によっては、同性婚を認め、「ドメスティック・パートナー法（異性婚と同じような権利が認められる法律）」が成立しています。

同性婚を認めている国：オランダ、ベルギー、スペイン、カナダなど

ドメスティック・パートナー法がある国：イギリス、ドイツ、フランス、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、南アフリカなど





## ○ホームレスとは

従来より、公園や駅構内などで暮らす人々について、ホームレス・路上生活者・屋外生活者・野宿生活者等、各自治体・組織等により様々な呼称が使われていました。平成14年に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」では、ホームレスを次のように定義しています。

この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。第2条（定義）

## ○ホームレスの現状

厚生労働省の「ホームレスの実態に関する全国調査報告書」（平成15年3月）によると、次のような実態が浮かび上がってきます。

都県別のホームレスの数		路上生活になった理由 (有効回答数 3,690件 複数回答)		現在、収入ある仕事を しているか
東京都	6,361人	仕事が減った	768件	
神奈川県	1,928人	倒産・失業	708件	
埼玉県	829人	病気・けが・高齢で仕事ができなくなった	406件	<p>「している」と回答した者の内訳 仕事の種類は、廃品回収と建設日雇を合わせて約9割、収入月額は、3万円未満の者が約6割を占めている。</p>
千葉県	668人	収入が減った	354件	
栃木県	134人	家賃が払えなくなった	327件	
茨城県	130人	ドヤ代等が払えなくなった	177件	
群馬県	87人	家庭内のいざこざ	160件	
		その他・理由なし	790件	

今後、どのような生活を望んでいるか (有効回答数 2056人)			
就職して働きたい	1,021人	アルミ缶回収等都市雑業的な仕事	138人
今のままでいい	270人	わからない	97人
行政の支援を受けて軽い仕事	176人	入院したい	15人
福祉を利用して生活したい	155人	その他	184人

## ○ホームレスの人権を正しく理解するために

ホームレスの実情については、情報が限られ正しく理解されていない面があります。一口にホームレスといっても、状況は様々であり、不況による失業・産業構造の変化等、社会的な要因によるものもあります。

ホームレスに対する自立支援は、ホームレス自身が地域社会の一員として社会生活が送れるようにすることが基本となり、行政機関の福祉部局等、様々な関係機関及び地域住民の連携が不可欠です。

### ◆ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 2002年（平成14年）

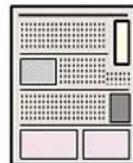
#### 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

# 人権問題：性同一性障害を理由とする差別をなくそう

## ○性同一性障害にかかわるマスコミ報道○

- ・2001年10月 「3年B組金八先生」第6シリーズで上戸彩さんが性同一性障害を抱える生徒役を演じ話題になる。
- ・2002年3月 競艇の選手が性同一性障害を公表し、女子から男子へ選手登録を変更する。
- ・2002年6月 女装での出勤を理由に懲戒解雇された性同一性障害の従業員の訴えに対して、東京地裁が解雇を無効とする決定を下す。



問題を訴える行動へ

### <性同一性障害者の人権にかかわる問題>

- ☆戸籍上の性別と外見が異なるために、役所の窓口でいつもトラブルになる。
- ☆住民票の性別と外見が違うため、住む部屋さえ借りられない。
- ☆保険証の性別で扱われたくないあまり、病院にかかることを躊躇して命を落とす人まで出ている。

### 上川あやさん

1968年東京生まれ。

1995年、男性として働くこ

とから来る極度の心労により体調を崩し退職。ホルモン療法など、性別移行の



手続きを始める。

1998年、精神科医より性同一性障害であるとの診断を受ける。2003年4月、日本で初めて性同一性障害であることを公表の上、世田谷区議会議員選挙に立候補し、候補者72人中第6位で初当選。2005年4月、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」に基づき性別の変更が認められた。2007年4月、世田谷区議会議員選挙に立候補し、候補者71人中第2位（現職最高位）で再選。

本当に困っている人こそ、声を上げることが難しい。それが性同一性障害を抱えて生きてきた私の実感です。27歳まで「男性」として暮らし、30代に入り「女性」として生きるようになりました。男性の身体をもって生まれましたが、幼い頃から自分を男と思いませんでした。自分らしく振舞えば「男らしくない」と非難され、好きになるのはいつも男性。そんな自分が自分でも理解できず、誰にも相談できずに自分の心を偽って生きていました。世間は典型的であることを是とする空気に満ちていて、世間の「フツウ」から外れることが恐ろしかったのです。活動するようになってから、性的少数者に限らず、社会にはさまざまな立場の少数者がいて、かつての私と同じように声も出せずに暮らしていることを知りました。とことん困って苦しんで、模索を繰り返した今、私を感じるのは、

この社会では「声を上げないと、いないことにされてしまう」現実です。

HP <http://ah-yeah.com> 『変えてゆく勇氣～「性同一性障害」の私から』一部抜粋

考える上での  
視点



○性同一性障害に関する知識をお持ちですか？

○こころとからだの性が違う人がいることを知っていますか？

## ○性同一性障害とは

性同一性障害とは、性の自己意識（こころの性）と生物学的な性（からだの性）とが一致しないため、社会生活に支障をきたす状態をいいます。WHO（世界保健機関）等の分類にもある疾患名です。



### 性同一性障害者の数

各国の統計から男性 3 万人に 1 人、女性 10 万人に 1 人の割合で存在するといわれ、日本には 2,200 人～ 7,000 人程度の性同一性障害者が存在するとされています。

## ○世の中には男性と女性しかいない？

先述したように、人間の性的指向には、いろいろな形があります。異性を愛する人だけでなく、同性愛や両性愛の人もいます。また、性の自己認識（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が違っていると感じて様々な葛藤が生じる性同一性障害の人々もいます。

これまでの社会では、「性」について非常に固定的に考えられてきました。世の中には「男性」と「女性」しかいない。そして「男性」は男性の特徴のある身体を持ち、社会において「男性らしい」行動をし、女性を好きになる。「女性」は女性の特徴のある身体を持ち「女性らしい」行動をし、男性を好きになる。それだけが正常であり、そこからはずれるものは異常だと考えられてきたのです。しかし、人間を2つのパターンに分け、それだけを認めてそれ以外を排除してしまう考え方は、このパターンにあてはまらない少数派の人々を非常に苦しめる原因となっています。ある人を性的少数者であるという理由で差別したり、排除したりすることなく、それぞれの生き方を尊重することが大切です。

### ◆性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004 年（平成 16 年）

この法律は、性同一性障害のある人々のうち特定の条件を満たす人に対して、家庭裁判所の審判を経ることによって、法令上の性別の取扱いを、自分の性であると自認している性「こころの性」に合致するものに変更できるものとした法律です。

また、これに伴い「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」が 2004 年（H16.7）に施行されました。性別の取扱いの変更について家庭裁判所の審判があった場合には、同裁判所からの囑託により父母との続柄をかえる（例えば、長男→長女に変更など）ことができるようになりました。

#### 性別の取扱いの変更の審判が可能な条件

—「性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律」より—

- 1 二十歳以上であること
- 2 現に婚姻をしていないこと
- 3 現に子がいないこと
- 4 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること
- 5 その身体について他の性別に係わる身体の性器に係わる部分に近似する外観を備えていること